

・高等学校等  
・新入生4月1日現在  
・通常 申請用

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

## 高校生等奨学給付金支給申請書 (新入生早期)

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。  
 この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県知事の求めに従いその全額を即時返還します。  
 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。  
 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

申請者の住所 (保護者等)	〒	ふりがな	
	電話	申請者の氏名 (保護者等)	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他( )		
世帯区分 ※いずれかの□に印を付けてください。	A.生活保護受給世帯 (生活保護受給世帯であって生業扶助を受給しています。)		
	B.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯です。		
	C.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯です。		
	<input type="checkbox"/> A-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> A-② 通信制の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> B-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> B-② 通信制の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> C-① 複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> C-② 高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立学校に通う高校生等		

(注) 通信制の学校に通う高校生等を含め複数の高校生等がいる場合には、通信制以外の学校に通う高校生等は、C-①にチェックしてください。

## 【対象となる高校生等について】

ふりがな		生徒の氏名		生徒の生年月日	平成 年 月 日
就学支援金受給資格認定番号					
在学する学校	学校名	私立:			
	在学期間	(平成) 年 月 日～	学校の種類・課程・学科		
	学校の所在地	都道府県	市区町村		
過去の学校の在学期間	学校名	(平成) 年 月 日	学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

## 【書類チェック欄 (※申請書を提出する前にチェックしてください。)

世帯区分 A共通	<input type="checkbox"/> 生業扶助の措置状況が分かる証明書 ※生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯は、添付が必要です。
世帯区分 B、C共通	<input type="checkbox"/> 課税証明書・非課税証明書等 ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯は、添付が必要です。
世帯区分 C共通	<input type="checkbox"/> 健康保険証等の写し ※C-①: 1人目の高校生等を確認するため、提出が必要です。 ※C-②: 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を確認するため、提出が必要です。
福岡県外に在学	<input type="checkbox"/> 在学証明書 ※県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合は、添付が必要です。

**【保護者等の収入の状況について】（※(1)～(3)のいずれかの口に印を付けてください。）**

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況が分かる証明書を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	4月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書
---	--------------------------	-------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（提出を省略する場合は、(3)の口に印を付けてください。）

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり成人に達している場合等

課税証明書等を添付する者(①～⑤)の氏名及び生徒との続柄

ふりがな		生徒との続柄	ふりがな		生徒との続柄
氏名			氏名		

(3) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

**【扶養親族等の状況について】（※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合は、以下を記入してください。）**

(1) オモテ面の世帯区分で、B又はCの口に印を付けた場合は、下記内容を確認の上、口にレ点をつけてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--

(2) オモテ面の世帯区分で、Cの口に印を付けた場合は、「1人目の高校生等」又は「15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」を記入してください。

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	学校・学年、職業等	課程
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外

(注) 4月1日現在の状況を記入してください。「続柄」の欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

**【貼付台紙】**

※ 用紙が不足する場合は、別途A4判の用紙に貼付してください。

**1. 健康保険証等の写し ※ 世帯区分Cに該当する方のみ提出****【健康保険証等の写し貼付欄】**

- ・申請書【扶養親族等の状況について】(2)に記載した「1人目の高校生等」又は「15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」の4月1日現在の扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し)を貼り付けてください。
- ・申請者(保護者等)、この申請の対象となる高校生等のものは貼付不要です。
- ・生活保護(生業扶助)受給世帯、この申請の対象となる高校生等が通信制の私立学校に通う場合は貼付不要です。

**2. 給付金の振込口座の通帳の写し ※ 委任状を提出する場合(県内高等学校等のみ)は提出不要**

口座名義人氏名	
口座名義人と高校生等との関係	親権者 ・ 生徒本人 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ その他 ( )
添付書類	<input type="checkbox"/> 債権者登録申出書

**【通帳の写し貼付欄】**

- ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が分かる通帳(見開き部分)の写し等を添付してください。

**記入上の注意**

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①に該当する場合は、4月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)①、②又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。  
 「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹については、4月1日現在の扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

**留意事項**

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。